

中小企業あきた

- 1 コーディネート秋田協同組合理事長を訪問…………… 1
～組合運営についてお聞きしました～
- 2 2019年度の秋田県補助金をご紹介します(抜粋)…………… 2



- 景況レポート3月分…………… 4
- 組合相談コーナー…………… 6

- 話題の広場
中央会事業より…………… 8
- 支援団体活動レポート…………… 9
- インフォメーション…………… 10



TOPICS **1** コーディネート秋田協同組合理事長を訪問 ～組合運営についてお聞きしました～



〔コーディネート秋田協同組合(秋田ファイブワン工業株式会社)〕

外国人技能実習生を受入れすることで国際貢献を果たしている、コーディネート秋田協同組合佐賀善美理事長に組合運営で心がけている点について、お話を伺いました。

コーディネート秋田協同組合は、繊維製品製造業者6社によって平成12年5月に設立しました。労働集約型産業の典型である縫製業ですが、当時、県内に事業所は約600社、従業員数は約1万5千人という状況にあり、失業率が高いにもかかわらず人材確保が容易ではなく、従業員の平均年齢も確実に上昇していました。

そこで、平成2年に導入された団体監理型による外国人研修生・実習生制度を活用しようとして事業協同組合を設立するに至り、組合は今年で19年目を迎えます。この間、法改正により数度の受入体制の変更がありましたが、現在は

外国人技能実習機構の許可を受け、優良な監理団体(一般監理事業)として運営を行っています。

技能実習生受入れにあたっては、各組合員間で技能実習生の待遇が不平等にならないように毎月理事会を開催して情報を共有し、結束を図っています。企業の心構えとして、受入れ態勢・環境の整備、送り出し国の風土・習慣を踏まえ、コミュニケーションを図りながら技能実習生の人格を尊重しなければなりません。今後も技能実習生を大切にしていきたいと思っています。「心のきずな」を深めながら、組合の円滑な運営に努めています。



〔佐賀理事長〕

■かがやく未来型中小企業応援事業

—経営力強化を図る企業の新たな取組を支援—

意欲を持って、自社の生産性の向上や経営力の強化を図ろうとする県内中小企業の新規性の高い取組をソフト・ハード両面から支援します。

対象事業者	県内に事業拠点を有し、製造業を営む中小企業者
対象事業	県内で製造業を営む中小企業者等が、自社の強みやIoT等先進技術の活用等により、次のいずれかの事業に意欲をもって取り組み、自社の生産性の向上や企業競争力の強化を図ることで将来にわたり発展を目指す企業を「かがやく未来型中小企業」として、取組に必要な人材育成や機械器具等の導入に要する経費等を支援します。 ① 新商品の開発・生産・販売 ② 新たな生産方法の導入(付加価値額年率2%向上の事業計画) ③ 新分野進出
補助率・補助金額	○経営力強化型 対象：中小企業者(小規模事業者、ベンチャー企業含む) 補助率：1/3(設備投資1/5) 上限額：600万円 下限額：50万円 ○小規模経営力強化型 対象：小規模事業者、ベンチャー企業 補助率：1/2(設備投資1/4) 上限額：400万円 下限額：50万円
募集時期	【第1回】6月上旬～7月中旬頃(予定) 【第2回】第1回の申込状況により別途お知らせします。
問い合わせ先	秋田県 地域産業振興課 地域産業活性化班 ☎018-860-2231

■攻めのサービス産業等応援事業

—非製造業分野で行う新たな取組を支援—

更なる成長を目指す中小企業が行う自社の強みやIoT等の先進技術を活かした新規性の高い取組を支援します。

対象事業者	県内で事業拠点を有する中小企業者(みなし大企業を除く)
対象事業	新たな商品・サービスの創出、IoT等の先進技術を活用した生産性や付加価値の向上、今後成長が見込まれる分野への進出や販路拡大等、次に掲げるいずれかの取組を支援します。 ① 新商品・サービスの開発、生産、販売 ② サービス提供プロセスの改善等による生産性向上 ③ 新分野進出
補助対象経費	上記対象事業の実施に係る経費を補助します。 (新商品・サービスの開発等に要する試作費、設備導入費、広告宣伝費 等) ※ 経常的経費や建物の改修費等、補助対象外となる経費もありますので、下記担当課にご相談ください。
補助率	1/3以内(小規模企業者、ベンチャー企業は1/2以内)
補助金額	限度額：500万円 ※ 小規模企業者とは、商業・サービス業の場合は従業員が5人以下、その他の場合は従業員が20人以下の企業です。
事業期間	補助交付決定から12ヶ月以内
募集時期	【第1回】5月14日(火)～6月14日(金) 【第2回】9月頃(予定) ※ 第1回で予算の上限額に達した場合は、第2回の募集は行いません。
問い合わせ先	秋田県 商業貿易課 商業・創業支援班 ☎018-860-2244

■小規模企業者元気づくり事業 —小規模事業者の経営革新や事業拡大等に向けた取組を支援—

小規模企業者の経営革新や、事業拡大に向けた取組に対して補助することで、小規模企業者の経営基盤強化を図ります。

対象事業者	県内に事業拠点を有する小規模企業者(見なし大企業を除く)で、本事業を活用して下記の事業に取り組もうとする者。 ① ICTの導入による付加価値・生産性の向上 ② 県外への販路拡大 ③ 新商品・サービスの開発 等
補助対象経費	経営改善計画に基づく事業に要する経費を補助します。 (機械装置購入費、新商品等開発費、展示会出展費、広告費 等)
補助率	1/2
補助金額	限度額：100万円
募集時期	7月頃(予定)
問い合わせ先	秋田県 産業政策課 団体金融班 ☎018-860-2215

■女性が働きやすい職場環境整備事業 —女性が働きやすい職場環境整備を支援—

女性が働きやすい環境整備等に関する意欲的な取組について、幅広く支援します。

対象事業者	① 県内で事業を営む中小企業(製造業、卸・小売業、建設業 等) ② 新たに誘致認定を受け県内に拠点を構える企業
補助対象経費	女性が働きやすい環境整備等に係る費用 (キッズスペース、女性用トイレ、子供用トイレ、更衣室の取得・改修、在宅勤務のための設備取得、多様な働き方を可能にする人事労務管理システムの構築 等)
補助率	1/2
補助金額	上限額：100万円
事業期間	1年間(12ヶ月)
募集時期	5月～7月頃(予定)
問い合わせ先	秋田県 地域産業振興課 ものづくり振興班 ☎018-860-2241

◆応募にあたっての留意点(一般的なパターン)

① 補助金目的の確認

補助金ごとに目的は異なりますので、応募要領を確認しましょう。
目的外の補助金に応募しても採択されませんので注意してください。

② 補助対象者の確認

誰でも補助金を申請できる訳ではありませんので、応募要領を確認しましょう。

③ 補助対象経費の確認

必ずしも全ての事業費が100%補助される訳ではありませんので、応募要領を確認しましょう。

④ 応募期間の確認

いつでも申請ができる訳ではありませんので、補助金ごとに応募期間や応募方法を確認しましょう。

⑤ 応募の提出書類

ほとんどの補助金には、指定の申請(計画)書のほか、直近2～3期分の財務諸表、定款及び登記事項証明書の提出が必要となります。

⑥ 補助金は後払い

ほとんどの補助金は後払い(精算払い)となります。
補助金を前払いと勘違いすると事業ができなくなります。

⑦ 発注・支出時期の確認

補助金には事業期間を定めるのが一般的です。
事業期間内に発注・支出した経費以外は対象経費として認められないので、注意が必要です。

⑧ 事務処理の確認

補助金には事務処理がつきものです。
事業終了後、一定期間内に実績報告書や支出証拠書類を提出する必要があります。
提出書類に不備があったり、目的外に支出していると支払いが拒否されることがあります。

景況レポート

(3月分・情報連絡員80名)

非製造業が悪化 ～景況DI値は僅かに後退～

【概況(全体)】

3月分の県内景況は、前年同月と比較して景況が「好転」したとする向きが6.3%(前回調査10.0%)、「悪化」が35.0%(同37.5%)で、業界全体のDI値は-28.7となり、前月調査と比較し1.2ポイント下回った。

全国及び東北・北海道ブロックとの比較では、非製造業の景況DI値が東北・北海道ブロック平均を上回っているものの製造業が低調だったことから、全体の景況DI値は全国及び東北ブロック平均を3ヶ月連続で下回る結果となった。

【業界別の状況】

鉄鋼・金属が引き続き好調を維持しているものの、小売業、サービス及び建設業で好転割合が減少した。生コンクリートや金属加工が悪化に転じ、食料品は相変わらず苦戦を強いられている。

原材料価格、燃料の高騰や需要の停滞のほか、今後の消費増税による影響も懸念されるなど、今後の業況については引き続き慎重に見極めていく必要がある。

＜全国及び東北・北海道ブロックとの景況DI値の比較＞

	秋田県	全国	東北・北海道
全体	-28.7	-23.5	-27.5
製造業	-34.4	-24.8	-30.3
非製造業	-25.0	-22.5	-26.0

＜景況天気図＞

項目	業界の景況	売上高	収益状況	販売価格	取引条件	資金繰り	雇用人員
製造業							
非製造業							

【凡例】

快晴 30以上
 晴れ 10以上 30未満
 曇り 10以上 30未満
 雨 10未満
 雷雨 30以下

【天気図の見方】

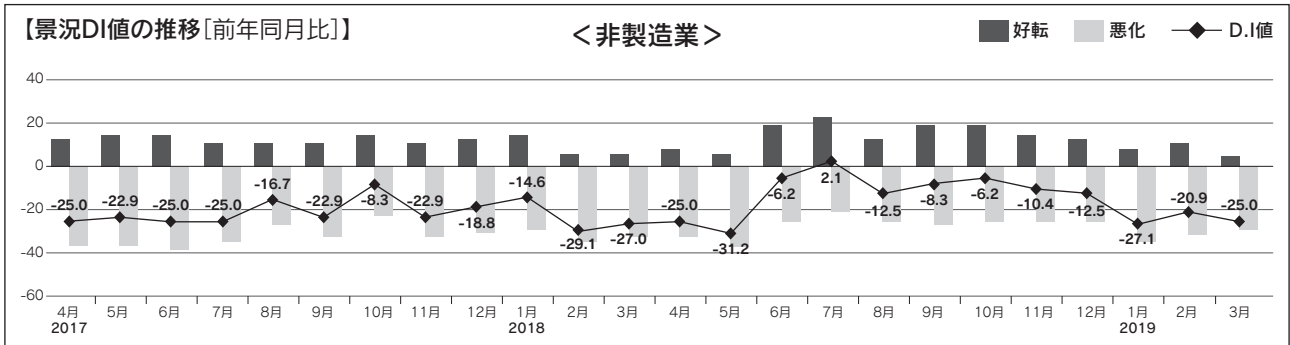
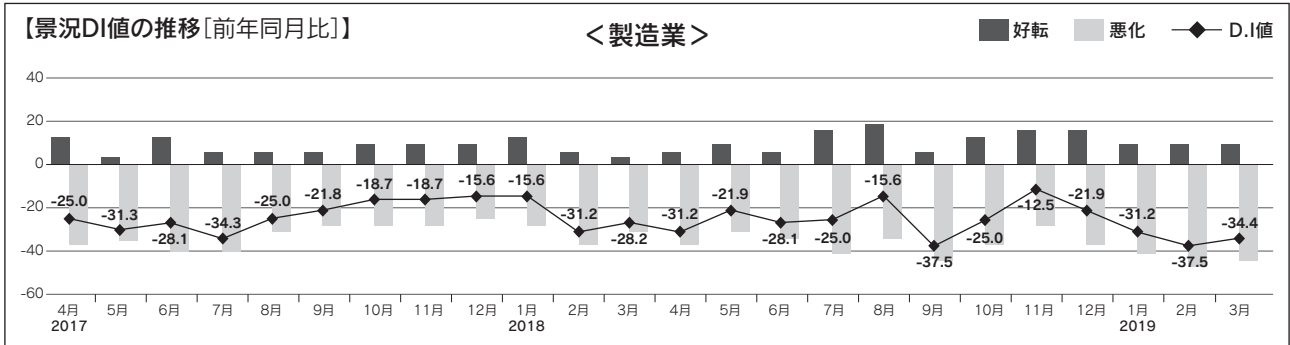
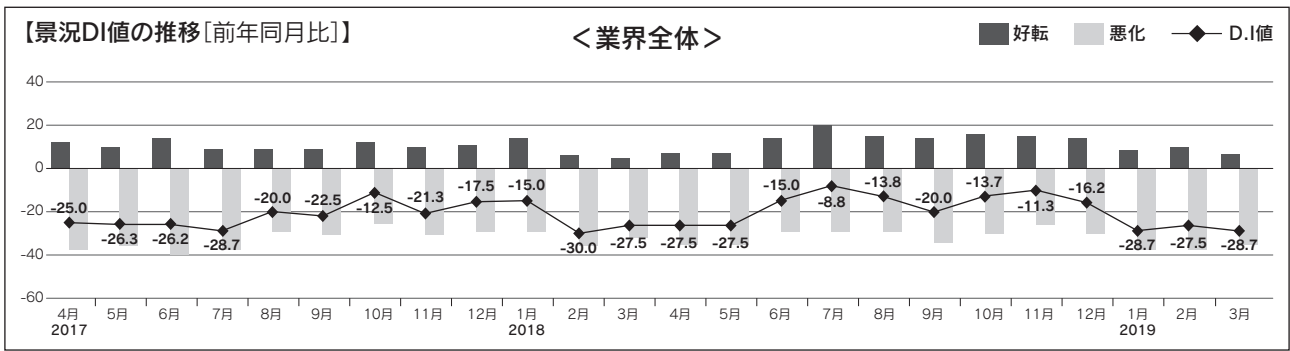
前年同月比のDI値をもとに作成しています。

※DI値とは、Diffusion Index(ディフュージョン・インデックス)の略で、増加(好転)したとする企業割合から、減少(悪化)したとする企業割合を差し引いた値です。

【業界の声】 ～製造業～

(回答数：32名 回答率：100%)

食料品 (パン)	1月、2月より若干良化している。スーパー関係の販売が好転しているが、原料費、ガソリンの値上げが収益を悪化させている。
食料品 (製麺)	原材料・包装材料・石油製品他、仕入れ単価の高騰や消費の低迷などで厳しく、価格改定も思うようにできない状況である。
繊維工業 (繊維)	アパレルの販売実績が振るわず、追加生産、新規生産の仕事量の減少があり、機械設備、生産労働者の過剰感が散見されるようになっている。(県南地区)
木材・木製品 (一般製材)	1月～3月は原木の出材量が安定し、原木在庫量は前年同期の123%と上回り、製品の注文も3月は地場(県内)が回復し売上高も前期を上回った。収益面は、原木価格が高止まりの中、製品価格は据置きが続き、景況好転の実感はない。生産量は原木の凍結も解消し、製材スピードも通常に戻り安定している。
木材・木製品 (外材)	1、2月に続き、秋田港に北洋(ロシア)産カラマツ材1船3,065m ³ の入港があった。首都圏の針葉樹合板の荷動きは落ち着き、価格ともに通常水準となっており、昨年のような合板の不足感は解消されて在庫水準も適正な規模となっている。
印刷	年度替わりの需要期ではあるが、点数・量とも回復を実感するに至っていない。低価格の発注・受注は依然として改善されておらず、用紙の値上げと製造・在庫調整のため用紙の品薄が発生している。(中央地区)
窯業・土石製品 (生コンクリート)	3月の出荷数量は前年同月比98.3%となり、4月～3月累計では前年比118.9%となった。昨年度の反動から2018年度の出荷数量は伸びたが、2019年度は秋田中央地区を除いて大型工事が見当たらない。2019年度の出荷想定は582,000m ³ (前年比86.9%)と大幅に減少する見込みである。
鉄鋼・金属 (鉄鋼)	受注は増加傾向にあるものの、昨年来懸念されていたハイテンションボルトの不足で工期等に影響が出ており、深刻な状況が続いている。見積りは大小を問わず増加傾向にある。
一般機器 (金属加工)	受注面では、大手取引先の在庫調整等がみられ、総じて下降傾向であり、先行きが不透明である。材料価格は横ばいで推移している。



【業界の声】 ~非製造業~

(回答数：48名 回答率：100%)

卸売業 (青果)	売上高は前年同月比85.0%で推移した。この時期、青果物の主力産地である関東、関西、九州等での生産が順調で、特に野菜は産地からの出荷量が豊富、かつ安定した状況が続いた。相場も安値が継続し、相場にメリハリが無く消費者の消費意欲喚起に繋がらず、販売が低迷した。
卸売業 (米麦卸)	平成30年産米の主食用米の販売進捗率は57.5%となり、2月とは違い3月は順調な販売となった。毎月引き取りペースが乱高下する不思議な年となっている。
小売業 (石油)	ガソリンの小売価格は1ℓあたり147円30銭で前月比2円80銭、軽油は130円10銭で前月比2円50銭、配達灯油18ℓは1,637円で前月比19円とそれぞれ値を上げた。2月後半原油価格が上昇し、元売仕切価格が値上がりし小売末端市況も値上がりに転じた。
小売業 (花卉)	3月は卸の売上額、仲卸の買い上げ額は1割以上の減になっている。組合員・員外は前年並みの仕入額であるが、年間を通して1割近く減となっている。需要の停滞が続いており、花業界は依然厳しい状況が続いている。
サービス業 (自動車整備)	自動車検査台数実績は、全体では前年同月比で5.3%の減少となった。内訳を見ると登録車が7.6%の減少、軽自動車も2.5%の減少となった。平成30年度全体の検査台数実績は対前年比で2.7%の減少と平成28年度から減少傾向にある。
建設業 (一般土木建築)	建設業全般で人手不足が続いていることで、新規受注が思い通りにできなくなっている。
建設業 (電気工事)	公共工事も全くなく、一般住宅受注件数も減少で電気使用申込件数も前年より約20%減である。
運輸業 (トラック)	例年であれば3月は繁忙期であるが、荷動きが非常に悪かった。業種によっては売上の増加した輸送品目もあるが、全体的に低調であった。売上・収益ともに前月並みに推移し、前年同月比でも前年並みである。3月の燃料価格は値上がりし、高値で推移している。(県南地区)
その他 (砂利)	年度末の工事完了等、例年どおりの骨材の出荷量であったが、今年はリサイクル材の在庫不足でバージン材の出荷が増加した。(県南地区)

3月が決算期の会員組合の皆様には、平常の業務に加え、通常総会の開催準備で多忙な時期が訪れております。

今月号では、総会の議事運営において議案を議決する上で、ご留意いただきたい事項について掲載させていただきます。

総会の進行についての注意点

総会の進行については次の点に注意が必要です。

1 総会の成立には定足数を確認

総会は適法な招集手続きに従い、出席組合員が定足数を満たした時に成立します。

中小企業等協同組合法(以下、法)の規定では、特別議決事項については、総組合員の半数以上が出席することが定足数となっていますが、普通議決事項については、特に定めがなく、定款で定めることとされています。

そこで定款参考例では、普通議決事項についても総組合員の半数以上の出席を定足数としています。

なお、この定足数には、書面議決者及び委任状による代理人の出席が含まれます。

2 議長の選出について

総会が有効に成立すると、議長を選出して議事の運営に入ります。議長は総会の席上で選任しますが、必ずしも選挙手続をとる必要はありません。議長は出席組合員の中から選任します。

なお、議長は組合員として総会の決議に加わることができません。従って、書面又は代理人によってもその議決権は行使し得ないことはいうまでもありません。普通議決事項について、可否同数となったとき、はじめて「議長の決するところによる」こととなり、議決権が行使できます。

しかし、選挙権については、特に法的な制約がないため行使できるものと解されています。

3 書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使には制限がある

組合員は、出資の多寡、事業規模の大小等に関係なく、議決権及び選挙権は平等に一個与えられています。この権利は組合員の絶対的権利ですから奪ったり、差異等をつけることは許されません。

このため、議決権や選挙権の行使には一定の制限があり、次の点に注意してください。

- ① 書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使ができるのは、あらかじめ通知のあった事項に限られます。
- ② 代理人の資格は、組合員の親族、使用人又は他の組合員に限られます。
- ③ 代理人は、定款において定めた代理しえる数を超過して組合員を代理できません。また定款によっても4人を超過して定めることはできません。
- ④ 代理人は、代理権を証する書面(委任状)を差し出さなければ、権利の行使はできません。

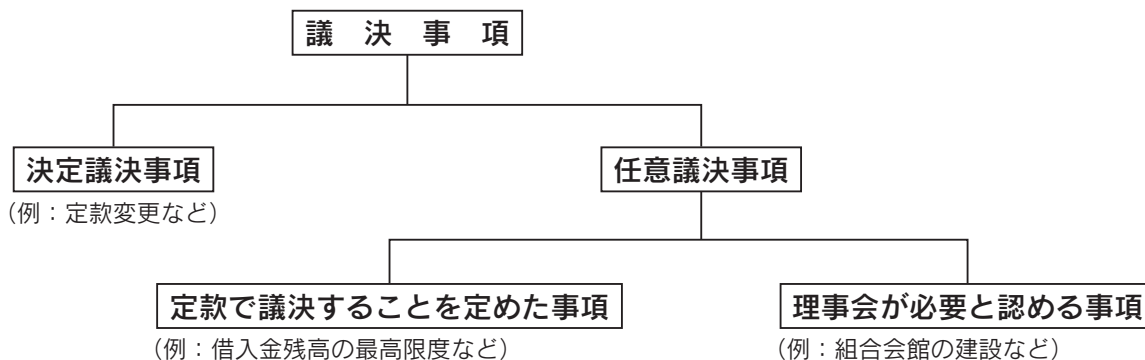
総会の議決事項

総会で議決しなければならない事項は法又は定款で定められています。本誌4月号6ページに議決すべき事項の一覧を記載していますが、次の点に注意してください。

1 法定議決事項と任意議決事項があります

法定議決事項とは法が総会の議決を要すると定めている事項です。代表的なものは「定款の変更」、「収支予算及び事業計画の設定」などですが、「定款の変更」はさらに特別議決事項とされ、しかも行政庁の認可を受けなければ有効になりません。

これに対して、任意議決事項は定款において総会の議決を必要と定めている事項と理事会において総会の決議をとるべきであると判断された事項との2種類があります。本誌4月号6ページに一覧として記載されているのは任意議決事項のうち、定款参考例で総会議決事項として定められている項目です。



2 特別議決事項と普通議決事項があります

総会の議事は、多数決原理に従い出席者の議決権の過半数で決することを原則とします。

ただし、可否同数の場合のみ議長が決するところによるとされています。(法52条)これが普通議決事項です。

しかしながら、組合の組織運営に関する重要事項の決定については、それが組織の性格を根本から変えてしまう可能性があるために、特により多くの組合員の同意がなければ、認めないこととしています。(法53条)これが特別議決事項で、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数によって議決されなければなりません。

この特別議決事項は本誌4月号6ページ記載の一覧表に「特別議決」と記載しています。

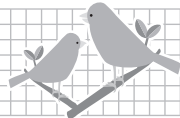
緊急議案(法第52条第4項)の取扱いについて

法は、総会においては、あらかじめ通知した事項についてのみ議決することができるとしていますが、定款に別段の定めがある場合この限りでないとしています。

そこで、定款参考例において「あらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議案とすることができる」旨の規定を置き、緊急議案を上程することができるようにしています。この場合、緊急議案の提出者及び議決権者は本人出席の組合員に限られ、書面又は代理出席のものは除かれます。なお、総会の定足数について法に特段の定めはありませんが、定款参考例では総会の定足数を「総組合員の半数以上の出席」としていますので、緊急議案を議案とするには、総組合員の半数以上、組合員本人が出席している必要があると考えられます。同様に定款参考例では、議案とするには、その本人出席者の3分の2以上の同意を要件としています。

なお、組合員の除名や役員改選請求に基づく役員リコールなど事前に一定の手続きが定められている事項は緊急議案として取り上げることはできません。さらに定款の変更など特別議決事項になっている重要な議案を緊急議案の対象とすることは好ましくありません。

※不明な点等、お問い合わせは本会事業振興部までお願いいたします。



中央会事業より

法人化をしていないグループを支援

～ 連携組織化促進事業 ～

本会では、昨年度、法人化されていない団体・グループを対象に、研修会開催等を行う「連携組織化促進事業」を実施しましたので、その活用事例についてご紹介します。今年度も同事業の公募を開始しておりますので、是非ご活用ください。



また、本会では任意団体・グループ等の経営や運営などに対する相談にも応じておりますので、本事業の活用に関わらず、お気軽にご相談ください。

① 専門家を招きブランド戦略を検討

地域食材を使用した「ご当地グルメ」の認知度アップやブランド化を図るため、専門家を招いて研究会を実施。出席者全員でアイデアを出し合いながら新たな商品コンセプトやブランド化戦略について検討し、方向性を確立しました。

② 統一デザイン商品の販路拡大を研究

グループで製造している統一デザイン商品の販路拡大を目指すため、県外販路拡大に成功している企業を講師に招きポイントを学んだほか、賞味期限等に関する技術も学びました。

③ 協同組合に認められている特例の活用と組合設立について研究

企業が障がい者の法定雇用率を達成するための一手段として注目されている「事業協同組合算定特例(特定事業主特例)」について研究するため、他県で実際に制度を運用している協同組合の理事長を招き、そのポイントを学びました。

④ 地域特産品の市場拡大策について研修

マーケティングの専門家を招き、地域の特産品を製造している任意団体が市場拡大策について研修会を実施。今後の方向性についてアドバイスをいただきました。

「連携組織化促進事業」とは

法人化されていない団体・グループ等の課題解決を図るため、研修会の開催や専門家派遣等の支援を行います。

グループの課題を解決したい
連携による事業化を検討したい等

専門家派遣・研修会

事業構築・拡大
業界・地域経済の発展

事業対象者 次のいずれかに該当し、法人化の可能性のある者

- ① 県内に拠点を有し、4者以上の企業等で構成する、法人化していない任意グループ
- ② 県内において、今後、4者以上の企業間連携等によりグループを形成し、法人化を目指す企業等

事業内容 ① 研究会事業(グループが抱える課題解決や活動強化等につなげるための研修会や講習会)
② 専門家派遣事業(グループが抱える課題解決にむけて、専門家による診断・アドバイス等)

補助率 10/10

補助額 1グループあたり20万円程度

募集数 3グループ程度

応募方法 申込用紙は本会ホームページに掲載しています。メール又はFAXでお申込みください。

締切等 令和元年12月まで、毎月末日を締切りとし、書類審査を行い採択・不採択を通知します。ただし、事業予算額に達し次第終了となります。

[お問い合わせ先] 本会商業振興課(☎018-863-8701)まで

2019年度通常総会を開催

～秋田県機械金属工業会～

一般社団法人秋田県機械金属工業会(正会員34名、賛助会員18名、藤澤正義会長)の通常総会が4月17日(水)、秋田市の秋田ビューホテルにおいて開催され、正会員21社の代表が出席しました。

総会では、平成30年度事業報告書、貸借対照表及び正味財産増減計算書について満場一致で承認されたほか、全号議案が原案どおり可決しました。

任期満了に伴う役員改選では理事12名、監事2名が選出され、会長、副会長に次の方々が就任しました。

会長 藤澤 正義 氏
副会長 伊藤 和宏 氏
同 戸田 直人 氏
同 相原 文人 氏

なお、この総会において、今まであきた企業活性化センター内に設置されていた事務局は移転することとなり、本会が受託することとなりました。



[議場の様子]

平成31年度通常総会を開催

～秋田県アパレル産業振興協議会～

4月18日(木)、秋田市の秋田キャッスルホテルにおいて、秋田県アパレル産業振興協議会(会員58名、佐賀善美会長)の通常総会が開催され、会員30名が出席しました。

総会では、平成30年度事業報告書及び収支決算のほか、全号議案が満場一致で承認・可決されました。

なお、副会長及び幹事が辞任したことによる役員の補充では新たに2名が選出され、副会長には工藤一真氏が就任しました。



[総会の様子]

中小企業組合等課題対応支援事業の公募について(全国中央会)

■事業概要■

中小企業が単独では解決することが難しい問題(ブランド化戦略、既存事業分野の活力低下、技術・技能の承継、環境問題等)に対して、中小企業組合等で連携して取り組む事業の調査やその実現化について全国中央会から補助を行います。

■事業の種類と補助金額■

事業の種類		補助金額
(1) 中小企業組合等活路開拓事業 ★調査研究型(新分野進出のための調査・研究) ★実現型(試作開発や実証実験) ★展示会等求評型(展示会への出展等)	A型	上限額20,000千円
	B型	上限額11,588千円(下限額1,000千円)
	展示会等出展・開催事業	上限額5,000千円
(2) 組合等情報ネットワーク等開発事業 ★情報ネットワークシステムの構築 ★業務用アプリケーションシステムの開発 等	A型	上限額20,000千円
	B型	上限額11,588千円(下限額1,000千円)

■支援対象者■

中小企業組合(事業協同組合、企業組合等)、一般社団法人、任意グループ 等

■補助率■

補助対象経費の6/10以内

■募集期間■

第2次締切 5月8日(水)～7月1日(月)【消印有効】

■要領等(詳細)■

全国中央会のホームページに詳細が掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

<https://www.chuokai.or.jp/josei/josei.htm>

■その他■

本事業の活用をご検討される場合は、事前に本会事業振興部(☎018-863-8701)までお問い合わせください。

**お忘れなく労働保険の年度更新手続は
7月10日までに！ (秋田労働局)**

労働保険(労災保険・雇用保険)の保険料は、事業主が年度当初に概算で申告・納付し、翌年度の当初に確定申告の上、精算することになっています。

令和元年度の申告・納付期間は、6月3日(月)～7月10日(水)です。(申告書は5月末頃にお届けする予定です。)申告期日が近づきますと、窓口が大変混雑いたしますので、申告・納付はお早めをお願いします。

- ◇ 労災保険率及び雇用保険率については、平成30年度から変更ありません。
- ◇ 電子申請もご利用になれます。年度更新手続をはじめ、労働保険・社会保険関係手続について、電子申請をご利用ください。
- ◇ 年度更新の詳細については、各事業場に送付される年度更新資料、秋田労働局または厚生労働省のホームページをご覧ください。

[お問い合わせ先]

秋田労働局労働保険徴収室

☎018-883-4267

もしくは県内各労働基準監督署まで

**中小企業組織活動懸賞レポートの
募集について
(一般財団法人商工総合研究所)**

商工総合研究所では、毎年「中小企業懸賞論文」の募集・表彰を実施しております。

受賞者については財団機関誌「商工金融」2020年3月号に掲載され、賞金も授与されます。

中小企業の組織活動に携わっている方であればどなたでも応募できます。

詳細については当研究所HPでも確認できますので是非ご覧ください。

(<https://www.shokosoken.or.jp/commendation/>)

－テーマ－

自由(協同組合、商店街振興組合、企業組合、協業組合などの組織活動等)

－応募期間－

8月1日(木)～10月15日(火)

[お問い合わせ先]

一般財団法人 商工総合研究所

TEL：03-5875-8907(専用ダイヤル)

**令和2年3月新規卒業者の
求人申込みについて (秋田労働局)**

来春の高卒者を対象とした求人受付が6月1日から開始されます。企業の将来を担う優秀な人材の確保と若年者の地元就職による活力ある地域づくりのため、早い時期に魅力ある充実した企業情報(求人票)を発信し、若い人材を確保してください。また、県内ハローワークでは、学卒求人に係る事業所相談コーナーを開設し、高卒者の採用のお手伝いをしておりますので、ぜひ、ご相談ください。

優秀な人材を確保するため求人者の早期提出をお願いします

[お問い合わせ先]

県内各ハローワークまで

**全国安全週間を7月に実施
(厚生労働省)
(中央労働災害防止協会)**

～新たな時代にPDCAみんなで築こうゼロ災職場～

7月1日から1週間、「全国安全週間」を実施します。全国安全週間は、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動を目的としています。昭和3年に第1回が実施されて以来、一度も中断することなく続けられ、本年で第92回を迎えます。

この機会に職場における労働災害防止活動の大切さを再確認し、積極的に安全活動に取り組みしましょう。6月1日から1ヶ月間は準備期間とされています。

中央会からのお知らせ

令和元年度通常総会のご案内について

秋田県中小企業団体中央会の令和元年度通常総会は、下記の日程で開催いたします。

なお、正式な総会開催のご案内は、総会資料を同封して5月13日に発送予定ですので、今しばらくお待ちください。

日 時：6月11日(火) 15：30～

場 所：ホテルメトロポリタン秋田

- ◆通常総会 15：30～
- ◆表彰式 17：00～
- ◆懇親会 17：20～

官公需適格組合

『カデル』

秋田管工事業協同組合

理事長 本多 秀文
副理事長 谷 藤 健二
" 太 田 博 之

秋田市山王臨海町3番18号

☎018(862)6161/FAX 018(824)5685



お客様のココロに「ハレ＝笑顔」をつくりたい。

私たちはこれからも、もっと伝わる、
もっとココロに残るおもてなしを目指します。



Akita
Castle Hotel

秋田キャッスルホテル
秋田市中通1-3-5 TEL.018-834-1141

全国中小企業団体中央会 会員の皆様へ
日本商工会議所 会員の皆様へ

業務災害補償制度



AKITA HOKEN

保険と暮らしの相談センター

URL <https://akitahoken.co.jp>

株式会社 アキタ保険



ISO9001
JUSE-RA-2015

対象業務: 損害保険代理業務・生命保険代理業務



秋田本社

☎018-864-6921

〒010-0951 秋田市山王6丁目5-9
FAX: 018-864-6922

フレスポ本荘店

☎0184-24-5511

〒015-0011 由利本荘市石脇字田頭141-1
FAX: 0184-24-5512

県南事業所 (ISO9001認証については準備中)

☎0182-23-5145

〒019-0529 横手市十文字町字街道下88-9
FAX: 0182-23-5146

株式会社

八幡平貨物



一般区域貨物自動車運送
原木・木材の伐出及び仕入・販売

秋田県鹿角市八幡平字谷内下毛平116-12

TEL 0186-34-2011

FAX 0186-34-2013

保険とリース、相続・事業承継のご相談はお気軽にどうぞ!!



保険&
リース

株式会社

北日本ベストサポート

URL <http://www.knbs.jp>

本社 〒010-0967 秋田県秋田市高陽幸町8番17号

TEL.018-883-1888 FAX.018-883-1822

県南営業部 TEL.0187-66-3622

酒田支店

TEL.0234-75-3370

能代東支店 TEL.0185-58-2116

『改革・改善』

千代田興業株式会社

代表取締役社長 藤澤 正義

本社・工場：秋田市川尻町字大川反 170-49 TEL 018(864)6200(代)

建設事業部：秋田市川尻町字大川反 170-19 TEL 018(888)3666

URL：http://www.k-chiyoda.jp

For Earth, For Life
Kubota

Hello, my Smile

陽菜 Smile
SUNETA



詳しい製品情報はこちらのQRコードから!

株式会社 秋田クボタ 〒011-0901 秋田市寺内字神屋敷295-38
Tel: 018-845-2121 Fax: 018-845-8600

秋田県中小企業団体中央会団体扱
「オーナーズプラン」のご案内

BESTパートナー
大樹生命

Owner's Plan



- 事業保全資金
- 事業承継・相続
- 就業不能
- 役員退職慰労金・弔慰金
- 従業員退職金・弔慰金

限りない繁栄のために…
リスクマネジメントは万全ですか？

※一部対象とならない商品・契約がございますので、
詳細は下記までお問い合わせください。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社 秋田支社

〒010-0001 秋田県秋田市中通2-3-8

秋田アトリオンビル10F

TEL:018-801-1645

https://www.taiju-life.co.jp/

秋田営業部 TEL:018-801-1626

本荘支所 TEL:0184-23-2950

能代支所 TEL:0185-52-5351

大館営業部 TEL:0186-49-2459

大曲営業部 TEL:0187-62-1337

湯沢支所 TEL:0183-72-3230

2019年4月1日より、三井生命は大樹生命に社名を変更しました。

B-2019-5064 (2019.4)
使用期限 2020.3.31

2019
5
May

中小企業あきた

令和元年5月7日発行（毎月1日発行）第708号

発行/秋田県中小企業団体中央会 〒010-0923 秋田市旭北錦町1-47 ☎018-863-8701 FAX 018-865-1009

印刷/秋田活版印刷(株)

定価280円